

知的財産局告示

政治的集会活動期間中の知的財産局が監督する法律に基づく期限

及び手続の延長申請について

2010年5月17日から25日までの政治的集会活動の事態は、バンコク地域の市民生活、交通、更には様々な機関の業務に影響を及ぼした。加えて、内閣総理大臣が内閣の承認を得てバンコクと近県を含む多数の地域に非常事態宣言を発したことで、この地域に住む又は事業所を持つ人が1979年特許法及び改正法、1991年商標法及び改正法、2000年集積回路の回路図保護法、並びに2003年地理的表示保護法により定められた期限内に申請、出願又はその他の手続を行なうことができなかつた。

よって、1996年行政執行規則法第66条に基づき、知的財産局長は以下の通り期限延長申請手続きについて告示を行なう。

第1項 2010年5月17日から25日までの間に上記法律により定められた期限までの申請、出願又は何らかの手続きを行なうことができなかつた者は、期限が経過した手続きを行なうために期限延長申請書を提出することができる。

第2項 第1項に基づいて期限延長申請書を提出する際には、上記事態の影響を受け、法律に定められた期限までに手続きを行なうことができなかつたことを示す理由、必然性及び証拠を提示するものとし、これについては2010年6月9日までに知的財産局担当官に提出するものとする。

2010年6月4日告示

署名

(Mrs. パッチマー タナサンティ)

知的財産局長